

第 5 章 総括

今年度の交通事故被害者サポート事業では、以下の5事業を実施した。

(1) 交通事故で家族を亡くした子どもの支援に関するシンポジウム

交通事故で家族を亡くした子どもの支援のために、必要な支援や課題等の意見を集約し、子どものみならず、その周囲にいる保護者や支援に携わる方等に対して情報を発信することを目的とする。

(2) 交通事故被害者サポート事業検討会

交通事故被害者等の支援を目的とした本事業の実施方針、実施方法、事業総括等について検討することを目的とする。

(3) 自助グループ運営・連絡会議

自助グループ間の連携を促し、自助グループ活動を支援する効果を目的とする。

(4) 各種相談窓口等意見交換会

交通事故被害者等に接する機会のある交通事故相談所、被害者支援センター等の関係団体間での連携強化を図り、各相談機関の広報効果を目的とする。

(5) 交通事故で家族を亡くした子どもの支援に関する意見交換会

交通事故で家族を亡くした子どもの支援における問題点や課題等の意見を集約するほか、支援に係る関係者間の連携を強化し、意思の疎通を図ることを目的とする。

(1) 交通事故で家族を亡くした子どもの支援に関するシンポジウム

本年度、本事業では初めて、交通事故で家族を亡くした子どもの支援に関するシンポジウムが開催された。シンポジウムでは、まず専門家から「子どもと死ーその理解と支援ー」についてご講演いただき、2名の遺族から「家族を亡くした子どもの親として」についてご講演いただいた。続いて、幼い頃に家族を亡くされた方3名によるパネルディスカッションが行われ、最後に政府の交通安全対策の紹介が行われた。

昨年度の子どもの支援に関する意見交換会において、「当事者（子どもの頃に家族を亡くした経験のある大人）に実体験を話してもらうこと」が検討課題として挙げられていたが、本年度はパネルディスカッションにおいて当事者から話を聞くことができ、生の声を通して子どもの心の一端を理解することができた。

今後は開催形式や開催地域等について検討が必要であるが、何らかの形で広く一般に情報提供できるよう、交通事故で家族を亡くした子どもの支援に向けた取組を継続することが望まれる。

(2) 交通事故被害者サポート事業検討会

本年度は全 3 回の検討会が開催され、事業の実施方針、実施方法、事業総括等の決定及び各事業の進捗状況の管理が行われた。本事業において交通事故被害者等の支援に向けた効果的な実施内容、実施方法等が議論され、本年度事業の総括と今後の事業の方向性等について検討された。

(3) 自助グループ運営・連絡会議

自助グループ運営・連絡会議は、各地域の支援センターの自助グループ担当者及び当事者団体の代表者等に対して実施され、本年度は 11 月 18 日～19 日にかけて開催された。内閣府による「交通安全対策の現状と課題」及び、「犯罪被害者等施策」についての講義をはじめとして、犯罪被害者の精神的影響についての専門家からの「交通事故被害者遺族の悲嘆とケア」についての講義が行われたのち、自助グループに参加している遺族の体験談と質疑応答が行われた。2 日目には被害者支援の歴史とその意義、今後の課題についての講義が行われ、分科会に分かれ、「ファシリテーターに関すること」「自助グループの課題について討議、意見交換」「被害者を取り巻く現状と課題についての講義及び自助グループの必要性や進め方等についての情報提供」の 3 つに分かれて実施された。

本会議において、交通事故被害者の支援のための専門家からの講義や遺族からの体験談を聞くことにより、被害者支援の専門的な内容と被害者の視点からの自助グループの有効性について把握することができ、さらに分科会により、自身の課題に関する解決方法を確認することができた。また、当事者団体からの参加者にとっては自助グループの進め方を効果的に学習するための貴重な機会となった。自助グループ活動を効果的に実施するため、引き続き研修を継続することが望まれる。

なお、課題としては参加者の習熟度や問題意識に差が生じていることから、今年度は分科会形式を採用したが、今後も分科会形式とするのか、また参加者の基準をどのレベルにするのかについて、今後検討する必要がある。また、プログラムについても、時間配分や内容について、参加者のレベルに即したものを検討することが望まれる。また、参加者には一定の事前準備を課すなど、効率的に実施できるような取組も期待される。

(4) 各種相談窓口等意見交換会

本年度の各種相談窓口等意見交換会は、沖縄県、青森県、山口県の計 3 箇所において開催された。交通事故被害者等支援の充実に向けて、交通事故被害者に係る交通事故相談窓口や県警、精神保健福祉センター、被害者支援センター、(独)自動車事故対策機構等との相互理解を図るとともに、これまで以上に連携を強化するためには、定期的に意見交換会を開催し、お互いの業務内容の理解や広報活動を合わせて実施していくことが

重要であることを認識する場となった。

課題としては、各関係機関がどこまでを支援の範囲とするのか、また、広域的な連携の在り方について、今後引き続き検討することが期待される。

なお、各地域において、交通事故に関する相談窓口担当者が一堂に会して意見交換を行なうことは少なく、本意見交換会は、あらためて相互のあり方を確認する良い機会となる。今後も各地域において、このような取組を継続することができるよう、支援することが望まれる。

(5) 交通事故で家族を亡くした子どもの支援に関する意見交換会

交通事故で家族を亡くした子どもの支援に関する意見交換会が三重県、和歌山県の 2 箇所において開催された。子どもの支援に関わる専門家からの講義や交通事故で家族を亡くした子どもを持つ保護者の方からの意見を伺い、そのような子どもや被害者の支援担当者との意見交換を通して、家族を亡くした子どもの支援の重要性を認識する場となった。

家族を亡くした子どもの支援は、現状では主に家庭及び学校に任せられており、そのような子どもの支援を専門的に行なう機関は少ない。今後、このような子どもの支援を充実させるために、情報収集及び情報提供を継続することが望まれるが、シンポジウムの開催も含めて、開催方法について検討することが望ましい。

以上の事業結果を踏まえると、交通事故被害者の支援のために交通事故被害者サポート事業の必要性は高く、最適な実施方策を模索しつつ、引き続き事業を継続していくことが求められる。

(参考) 交通事故で被害に遭われた方との意見交換

交通事故被害者サポート事業の目的である、「交通事故により深い悲しみやつらい体験を抱える方々が立ち直り、回復に向けて再び歩み出すことができるような土壌を醸成するとともに、その方々の権利・利益の保護を図ること」の観点から、今年度においては初めて「実際に交通事故に遭われた方」にお会いし、意見交換を実施することを目的に、平成 26 年 3 月 6 日、大分県別府市及び隣接する日出町に所在する「ホンダ太陽 (株)」等を内閣府職員が訪問した。

「ホンダ太陽 (株)」は、「障害者を保護するのではなく働く機会を与える」という理念の下、創設者である故・中村裕博士が 1965 年に創設した「太陽の家」が母体となっており、中村博士の思想に共感した多くの民間企業 (ホンダ、オムロン、ソニー等) が、「太陽の家」と提携して共同出資会社を起業し、多くの重度障害者を雇用 (特例子会社*) するそのメンバー企業の一つである。

「ホンダ太陽（株）」を始めとする企業は、障害者の作業環境の改善や治具等の導入や開発を進めることにより障害者の職能を切り開き、手作業からライン作業、単純作業から高度な熟練作業に至るまで広い職域において多くの成果を上げ、営利企業としても成り立っている。

「ホンダ太陽（株）」においては、ユニバーサルデザインの行き届いた工場内の視察とともに、実際に交通事故に遭われ、車いす生活を余儀なくされている 3 人の社員の方々にお会いし、意見交換を実施する機会を得ることができた。社員の方々からは、「交通事故に遭って、長い入院治療生活、車いす生活を余儀なくされてしまったが、それを悲しんでいても仕方がない」、「ホンダ太陽には、仕事があり、仲間がいて、生きがいがある」、「我々は、工場から 5～20 km 離れた別府市内や日出町内に住居を借り、自家用車に乗ってここホンダ太陽に通勤しており、健常者と同様の社会生活を営むことができている」といった非常に前向きな発言が多く聞かれたところである。

特例子会社各社は、特に交通事故被害者の雇用のみには焦点を当てているものではないが、例えば、別府市の様に各社が集中するエリアではこの事業と相まって、バリアフリーの住宅、商店、あるいは歓楽街においてはバリアフリーの飲食店のような店舗などが多くを占める。もちろん、このような社会環境は最初から出来上っていたものではなく、上記の飲食店の例で言えば、当初は多くの店舗が「車いすの方お断り」であり、そうであっても入店しようにも車いすが店内に入れない状況であったという。そうした時代を経て、障害者が就労することにより一人の社会人として社会に受け入れられ、生活できるという、言わば「心のバリアフリー」までもが実現されていることがうかがわれたところである。そこには、正に交通事故被害者サポート事業が目指す、交通事故による深い悲しみやつらい体験を抱える方々が立ち直り、再び社会人として歩み出している様子が見て取れたところである。

※「特例子会社」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律第 44 条の規定により、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たした上で厚生労働大臣の認可を受けた子会社をいう。障害者雇用率制度において個々の事業主（企業）ごとに義務付けられた法定雇用率（1.8%）の算定に際し、特例子会社に雇用されている労働者は、特例としてその親会社に雇用されているものとみなして実雇用率を算定できることとされている。